

令和3年6月定例会 議会運営委員会の概要

日時	令和3年6月14日(月)	開会	午前	9時31分
		散会	午前	9時53分
	6月18日(金)第1回	開会	午前	9時30分
		休憩	午前	9時48分
		再開	午前	9時49分
	第2回	休憩	午前	9時49分
		再開	午後	0時41分
	第3回	休憩	午後	0時42分
		再開	午後	9時29分
	第4回	休憩	午後	9時30分
		再開	午後	10時9分
		散会	午後	10時11分
	6月24日(木)	開会	午前	9時29分
		散会	午前	9時37分
	7月2日(金)第1回	開会	午前	9時30分
		休憩	午前	9時42分
	第2回	再開	午後	1時58分
		休憩	午後	2時5分
		再開	午後	2時6分
		閉会	午後	2時6分

場所 議会運営委員会室

出席委員 立石泰広委員長

宇田川幸夫副委員長、江原久美子副委員長

岡田静佳委員、須賀敬史委員、中屋敷慎一委員、神尾高善委員、田村琢実委員、

宮崎栄治郎委員、小谷野五雄委員、松坂喜浩委員、石川忠義委員、

山本正乃委員、木村勇夫委員、橋詰昌児委員、萩原一寿委員、秋山文和委員

出席者 木下高志議長、岡地優副議長

欠席委員 なし

説明者 砂川裕紀副知事、堀光敦史企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和3年6月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和3年6月14日(月))

---

**委員長**

1 小林哲也議員の議員辞職許可についてだが、本日、小林哲也議員から議長に、議員を辞職したい旨の申出があった。

この件については、本日の議事の冒頭において、異議なし採決によりお諮りすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、改革及び無所属は、私から確認しておく。

また、辞職許可後の会派別所属議員数は、お手元の資料1のとおりとなるので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

2 議席の一部変更についてだが、小林哲也議員の議員辞職許可後、会派別所属議員数の変更に伴い、議席の枠を変更する必要性が生じている。については、お手元の資料2のとおり、自民の枠を変更することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

ただ今の枠の変更を受けて、自民から議席の報告があったので、これを踏まえた議席変更一覧表を事務局に配布させる。

< 事務局職員が議席変更一覧表を配布 >

**委員長**

議席変更一覧表を御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

ただ今、御確認いただいたとおり、議席の変更を行うことで、議長、よいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、議席の一部変更については、本日の議事の最後に行うこととし、新議席への着席は、一般質問初日・6月18日(金)からとすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、これに伴う氏名柱及び登退庁ランプの調整については、本日の本会議散会後に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 常任委員の所属変更についてだが、本木茂議員から、総務県民生活委員会から産業労働企業委員会へ所属変更したい旨の申出があった。については、本木茂議員を、総務県民生活委員会から産業労働企業委員会へ所属変更することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

この件については、本日の本会議において、異議なし採決によりお諮りすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、改革及び無所属は、私から確認しておく。

**委員長**

4 知事追加提出議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。  
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

**砂川副知事**

委員長のお許しをいただいたので、最終日に追加提案させていただく議案について、説明申し上げる。

お手元の資料「令和3年6月定例会に追加提出する人事議案」を御覧願う。教育委員会委員及び監査委員の任命及び選任についてである。埼玉県教員委員会委員に坂東由紀氏を、埼玉県監査委員に間嶋順一氏を、新たに任命及び選任することについて御協議をお願いするものである。経歴等については、お手元にお配りしているので、御覧いただきたいと存じる。

以上が、今定例会に追加提案させていただく議案の概要である。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

**委員長**

5 質疑質問についての(1)質疑質問者氏名及び質問形式の確認についてだが、お手元の資料3により、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

次に、(2) 質疑質問順位の決定についてだが、まず、6月18日(金)については、自民、県民、民主フォーラムの順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、6月21日(月)については、自民、公明、共産党の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、6月22日(火)については、自民、県民、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**田村委員**

6月22日については、1番目が高橋稔裕議員、3番目が関根信明議員でお願いします。

**委員長**

次に、6月23日(水)については、自民、民主フォーラム、自民の順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**田村委員**

6月23日については、1番目が内沼博史議員、3番目が浅井明議員でお願いします。

**委員長**

次に、6月24日(木)については、全て自民であるので、自民の中で順位を調整することによいか。

< 了 承 >

**田村委員**

6月24日については、1番目が細田善則議員、2番目が吉良英敏議員、3番目が梅澤佳一議員でお願いします。

**委員長**

それでは、質問順位を確認する。

< 委員長、調整結果(別紙)を読み上げる。 >

**委員長**

6 議員提出議案についての（１）案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（２）提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（３）質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（４）委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（５）討論の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（６）採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

7 意見書・決議案についてだが、本日御協議いただいている件を除いて、件名については一般質問中日・6月22日（火）、案文については一般質問最終日・6月24日（木）、それぞれ午後5時までに提出されるよう御協力願う。

なお、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任願う。

**田村委員**

本会議開会前のお忙しい中大変申し訳ないが、一言発言させていただきたい。

意見書決議案については、昭和55年から正副委員長において各会派と調整を行っていただいている。しかしながら、先の定例会において、意見書調整後の本会議で、意見書を調整すべき立場である副委員長が所属している会派から、同一内容の動議が提出された。

私が問題にしたいのはその部分とともに、その動議に賛同した会派もあったことである。こういった慣習を無視した状況、意見書決議の採択の方向性の順番を理解していない会派が多いようなので、当時私どもの会派の木下幹事長から苦言を呈させていただいていた。当時私も議長として聞いていたが、き弁を述べるような状況が見られ、全くこの問題について意識が低いことが露呈されたところである。したがって、私としては、この正副委員長に一任するという慣習をやめていただきたいと思う。調整のほどよろしく願います。

#### 石川委員

ただいま田村委員から発言があったが、先の定例会において意識が低いということが露呈したとあった、その際に当時の幹事長から苦言を呈されたということであるが、法に基づいて私どもは、まずは意見書を提案した。そして、それ以前の調整もあったことはもちろん認めるが、一部内容が変わったので動議を出したということは申し上げておく。それから、一つだけ確認させていただきたいのは、以前から、今後、副委員長は討論に立たないということでルール化がされているが、調整しないということであれば、討論は当然できるということでもいいのか確認をさせていただきたいと思う。

#### 田村委員

私は討論に副委員長が立ったことを問題にしているわけではなく、先の定例会で調整済みのものが動議で出された、また、一部内容が変わったとのことだが、内容の提案説明をしていないので分からないが、提案された方のSNSを拝見させていただくと、同一内容だということが明確である。このことについてはき弁だと私はあえてはっきり申し上げさせていただき、こういった意見が出るからこそ整理をさせていただきたいと思う。

#### 石川委員

今、確認したかったのはそうではなくて、調整をやめたとしたら、副委員長が討論をしないというルールは無くなるということによいか。これは確認である。

#### 田村委員

私どもが想定しているのは、各会派が中日に頭出しをして、一般質問最終日の午後5時までに原文を出して、その内容を正副委員長が各会派にお配りし、最終日の議決前に議運の場で採決を図るものだと思うので、議運で採決を諮られたものについては討論の余地がないと考える。

#### 石川委員

持ち帰って検討させていただく。

#### 委員長

今、田村委員から提案があり、石川委員からも様々な御意見があった。今日提案があったので、各会派持ち帰っていただき、後日、本委員会で協議をさせていただきたいと存じますがそれでよいか。

< 了 承 >

## 委員長

また、委員会において提案するものについては、最終日・7月2日（金）の朝の議会運営委員会までに、御報告をお願いします。

## 委員長

8 埼玉県議会「埼玉県・オハイオ州姉妹提携30周年」親善訪問団派遣の中止についてだが、議会訪問団の派遣については、知事からの依頼を受けて、昨年2月定例会において議決を行い、準備を進めてきたが、その後の新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、昨年6月定例会で派遣の延期を決定したところである。しかしながら、オハイオ州から令和3年に予定していた訪問団の受入れは困難との見解が示され、先日、高柳副知事から議長宛てに、「同州との姉妹提携30周年記念行事を中止することで合意した」との報告があった。この報告を受けて、埼玉県議会の親善訪問団の派遣についても、中止せざるを得ないとの意向が、本日の代表者会議において議長から示された。その際、議会訪問団派遣の中止については、その手続を議運でお願いしたい旨の話が、議長からあったので報告する。については、今後の本委員会において、御協議いただきたいと存じるので、よろしくをお願いします。

< 了 承 >

## 委員長

9 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

## 委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

## 委員長

10 その他に入る前に、テレビ取材についてお諮りする。

県政記者クラブ幹事社から、本定例会の本会議を議場正面のテレビカメラブースからの撮影も含め、テレビ取材したい旨の申請があった。

この件については、特別な事情が生じない限り、申請のとおり、本定例会会期中の取材を許可することでよいか。

< 了 承 >

## 委員長

その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

## 議事課長

本日午前9時30分現在、69番梅澤佳一議員から欠席届が提出されている。

**委員長**

次に、(2) 次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問初日・6月18日(金)の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3) 本会議開会時刻についてだが、準備ができ次第直ちに再開することでよいか。

< 了 承 >



令和3年6月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和3年6月18日(金)第1回)

**委員長**

1 知事追加提出議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。  
なお、説明の際は、着席したままで結構である。

**砂川副知事**

委員長のお許しをいただいたので、本定例会に追加提案させていただく議案について、説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会令和3年6月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。

追加提案を予定している議案は予算1件である。国は、6月17日に6月20日までのまん延防止等重点措置期間を7月11日まで延長する旨の公示を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を変更した。これを受けて、専門家の意見等を踏まえ検討した結果、本県では他の市町村と比較して、直近の新規陽性者数が多いさいたま市及び川口市の2市について、引き続き新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置を実施すべき区域とし、その他の地域も含めて、飲食店等に対する営業時間の短縮等要請を継続することとした。また、国はワクチン接種を希望する高齢者への接種を7月末までに完了させることを目標とし、新たな財政支援を講じるとともに、生活困窮者への支援も強化することとした。こうしたことから急きよではあるが、補正予算を編成したところである。

お手元の資料2「令和3年度6月補正予算(追加)案の概要」を御覧願う。

今回の補正予算案は、まん延防止等重点措置期間が延長されたことに伴い、飲食店等の事業者に対する協力金の支給に要する経費やワクチン接種体制の強化など、当面緊急に対応すべき

事業に要する経費について編成したものである。その結果、一般会計の補正予算額は、488億8,112万1千円となったところである。なお、6月21日からのまん延防止等重点措置等に伴う飲食店や大規模施設等への感染防止対策協力金支給事業の実施や7月1日からの新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請受付開始などにおける速やかな予算措置が必要となる。またワクチン接種体制の強化についても、早急に県による集団接種会場の設置準備に着手し、1日も早くワクチン接種を完了させる必要があることから、本補正予算については、他の案件に先立って御審議いただくよう特段の御配慮をお願いする。以上が本定例会に追加提案をさせていただく議案の概要である。議案の詳細は、この後企画財政部長から説明をさせていただく。どうぞよろしく願います。

**企画財政部長**

それでは、委員長のお許しをいただいたので、追加提案をさせていただく議案の詳細を、お手元の資料により説明させていただきます。

資料2「令和3年度6月補正予算(追加)案の概要」を御覧願う。

私からは3の内容について御説明申し上げます。

まず、○の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止」の1つ目、「飲食店等に対する営業時間短縮要請等に伴う感染防止対策協力金の支給について」である。これは、6月21日から7月11日までの21日間、措置区域のさいたま市及び川口市の2市において、飲食店等の営業時間を午前5時から午後8時までとし、さらに酒類の提供に当たっては、

彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店＋（プラス）の認証を受け、人数条件を1人又は同居家族のみに限った上で、酒類の提供時間を午前11時から午後7時までとすることなどを要件に協力金を支給するものである。

また、その他の地域では、営業時間を午前5時から午後9時までとし、さらに酒類の提供に当たっては安心宣言飲食店プラスの認証を受け、人数制限4人以下又は同居家族のみに限った上で、酒類の提供時間を午前11時から午後8時までとすることなどを要件に、協力金を支給する。2つ目の「大規模施設等に対する営業時間短縮要請等に伴う感染防止対策協力金の支給」は、同期間、措置区域において、床面積1000平方メートルを超える大規模施設や当該施設内のテナント等を運営する事業者に対し、午後8時までの営業時間短縮等を要件に協力金を支給するものである。3つ目の「彩の国『新しい生活様式』安心宣言飲食店＋（プラス）等に係る現地確認」は、安心宣言飲食店プラスの取得を県内全域において推進するとともに、飲食店等の感染拡大防止対策の確実な実施を担保するため、認証に当たってのチェック項目の遵守状況について、店舗への個別訪問により確認等するものである。

次に2つ目の○、「新型コロナウイルスワクチン接種体制の強化」の1つ目、個別接種促進に向けた医療機関への支援についてである。これは、高齢者向けの接種を7月末までに終わるため、ワクチンの個別接種を行う医療機関に対し、接種回数や期間に応じて、接種費用の上乗せの助成を行うことで個別接種の促進を図るものである。2つ目の「市町村の接種体制を補完する県集団接種会場の追加設置運営」は、市町村の意向を踏まえ、高齢者向けの接種が終了する8月以降について、県民生活の維持に欠かせないエッセンシャルワーカーの優先接種などを進めるものである。具体的には、市町村のワクチン接種体制を補完するため、県が運営する集団接種会場を追加し、県内4か所とすることで1日も早い接種完了を目指すものである。

次に3つ目の○、「生活に困っている人々への支援の1つ目、生活福祉資金特例貸付の受付期間延長に伴う助成について」である。これは、生活福祉資金の特例貸付について、国が緊急告知資金等の受付期間を6月末までから8月末までに延長したことに伴い、県社会福祉協議会に対する貸付原資等の補助を増額するものである。

2つ目の「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給」は、生活福祉資金の特例貸付が限度額に達し、再貸付を利用できない世帯などに対し、国が新たな経済支援策として創設した支援金を支給するものである。4、財源についてだが、今回の補正予算では、特定財源である国庫支出金のほか、ワクチン接種に係る市町村からの諸収入を充てている。資料3は、補正予算案を歳入款別、歳出款別、歳出性質別に整理したものである。後ほど御覧願う。

以上が6月定例会に追加提案を予定している議案の概要である。よろしくお願ひ申し上げます。

## 委員長

ただ今、執行部から、急施を要するとの要請があった追加提出議案の取扱いについて、御協議願う。

委員長案を作成したので、配布してよいか。

＜ 了 承 ＞  
＜ 事務局職員が委員長案を配布 ＞

## 委員長

ただ今、お手元に配布した案のとおりでいかがか。

< 協議・了承 >

## 委員長

また、本日の一般質問3人目終了後に予定されている「知事提出急施議案に対する質疑」については、希望がある場合には、各会派及び無所属のそれぞれ1人以内、質疑時間は1人5分以内、再質疑及び再々質疑は、先例のとおり、良識の範囲内、発言順序は、多数会派順、発言通告書の提出期限は、本日の一般質問1人目終了後の休憩中速やかにということでいかがか。

< 了 承 >

## 委員長

2 オンライン委員会の運用基準についてだが、2月定例会で委員会規程を改正し、第10条の2において、新型コロナウイルス感染症等により、参集が困難な委員があると認める場合の出席の特例を定めたところである。これに伴い、オンラインにより委員会に出席したい委員があるときの表決の方法等必要な事項について、運用基準の委員長案を作成したので、資料1を御確認願う。

< 確 認 >

## 委員長

主な点を説明する。運用基準は、オンライン委員会出席の特例に関し、表決の方法等を定めるものである。オンライン出席委員の責務として、現に委員会室にいる状態と同様の環境を確保し、情報セキュリティ対策等を適切に講じることとする。オンライン委員会に出席を希望する場合は、希望する日の前日の午後1時までには委員長に申請することとする。委員会開会予定時刻の30分前までに、書記との間で通信環境が良好に保たれていることを確認する。通信障害等により、付託された事件の審査又は調査の全部に参加できなかったときは、欠席したものとみなす。表決の際は、オンライン出席委員は、現にいる場所において、起立することとする。その他、必要な事項を定めることとしている。この件については、今後の本委員会で御協議いただきたいと存じますので、よろしく願います。

## 委員長

3 ペーパーレス会議システムについてだが、令和3年9月定例会から試行導入する。については、利用基準の委員長案を作成したので、資料2を御確認願う。

< 確 認 >

## 委員長

主な点を説明する。

利用基準は、県議会におけるペーパーレス会議システムの管理及び取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。ペーパーレス会議システムを使用する者は、県議会議員及び

議長が必要と認めた者とする。本会議、委員会等においては、貸与されたパソコンにより、審議又は調査に必要な範囲内で使用できることとする。また、本会議、委員会以外においては、公務に限り、個人のパソコン等で使用できることとする。閲覧できる資料は、会議等に関する各種資料、

その他議長が必要と認める資料とする。データの保存期間は、原則として4年間とし、特定の資料については、必要に応じて5年間とすることができる。個人情報その他県議会及び県において公にされていない情報を公開することは禁止事項とする。その他必要な事項を定めることとしている。

この件についても、今後の本委員会で御協議いただきたいと存じるので、併せてよろしく願います。

< 了 承 >

#### 委員長

4 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

#### 委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

#### 委員長

5 その他に入る前に申し上げる。

まず、本日から一般質問に入るが、質問時にパネル等を使用する場合には、「議長の許可を得た上で、必要最小限の範囲で認めること」とされているので、念のため申し上げる。

また、一問一答式の質問者席を議場正面のカメラブースから撮影する際は、質疑質問を行う議員本人が、写真撮影申請書を議長宛てに申請することとなっているので、念のため申し上げる。

次に、本会議における執行部の出席についてだが、去る6月7日（月）の議会運営委員会で決定した新型コロナウイルス感染防止対応の申合せを受け、一般質問期間中においては、採決時を除き、知事、副知事及び質疑・質問に関係する部長等のみが出席することとなったので、御了承願う。

< 了 承 >

#### 委員長

その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

#### 議事課長

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

**委員長**

次に、(2) 次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問1人目終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3) 本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和3年6月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和3年6月18日(金)第2回)

---

**委員長**

1 知事提出急施議案(第102号議案)についての(1)質疑の有無の確認についてだが、68番須賀敬史議員から質疑の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)委員会付託の確認についてだが、お手元の付託表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

3 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、常任委員会閉会后とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、午後1時でよろしいか。

< 了 承 >

令和3年6月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和3年6月18日(金)第3回)

---

**委員長**

1 各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

2 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

3 その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、各常任委員長の報告終了後とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

令和3年6月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和3年6月18日(金)第4回)

---

**委員長**

1 知事提出急施議案(第102号議案)に係る各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 知事提出急施議案(第102号議案)についての(1)討論の有無の確認についてだが、16番中川浩議員から反対討論の通告書が提出されている。  
ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

4 その他に入る前に、企画財政部長から発言を求められているので、これを許す。

**企画財政部長**

委員長のお許しをいただいたので、発言させていただく。

現在、原和也警察本部長は、さいたま市大宮区の人質立て籠もり事件に対応していることから、古田土等警察本部総務部長が、次の本会議に出席させていただきたいと存じるので、御了承願う。

**委員長**

ただ今の件については、御了承願う。

**委員長**

その他の(1)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、一般質問最終日6月24日(木)の朝、午前9時30分とすることよろしいか。



## 委員長

次に（２）本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。

令和3年6月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和3年6月24日(木))

---

**委員長**

1 埼玉県議会定例会議案等の一部変更についてだが、この件に関して、執行部から発言を求められているので、これを許す。

なお、説明の際は、着席したままで結構である。

**企画財政部長**

委員長のお許しをいただいたので、埼玉県議会定例会議案等の一部変更について、説明申し上げます。

第102号議案「令和3年度埼玉県一般会計補正予算(第7号)」については、急施の取扱いをお願いしたところ、6月18日に御議決賜った。誠に感謝する。

お手元の資料「埼玉県議会定例会議案変更表」及び「埼玉県議会提出予算説明書変更表」を御覧願う。

補正予算第7号の成立に伴い、先に提出した補正予算第6号の「議案」及び「予算説明書」において、「歳入歳出予算の総額」「補正前の額」及び「計」の欄の数値に変更が生じたものである。

以上、よろしくお取り計らいのほど、願います。

**委員長**

ただ今の説明のとおり、変更を了承することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、この件については、本日の本会議冒頭で報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

2 予算特別委員会の附帯決議についてだが、知事から議長宛てに、報告したい旨の申出があった。

この件については、資料1のとおり関係する委員会において、報告を行わせることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議案(第88号議案～第101号議案)及び請願の各委員会付託についてだが、お手元の付託表のとおりによいか。

< 了 承 >

#### 委員長

4 意見書・決議案についてだが、各会派から提出された意見書・決議案の柱は、お手元の資料2のとおり、意見書24件、決議1件の計25件であるので、御確認願う。

< 確 認 >

#### 委員長

なお、案文については、さきの議会運営委員会においてお願いしたとおり、本日午後5時までに提出されるようお願いする。

< 了 承 >

#### 委員長

また、去る6月14日の本委員会において、自民から発言があった意見書・決議案の取扱いについてだが、正副委員長で調整した結果、従来どおり、各会派間における取りまとめについては、正副委員長に御一任いただくことでよいか。

< 了 承 >

#### 委員長

5 埼玉県浦和競馬組合議会議員の補欠選挙についてだが、同競馬組合議会議員であった藤井健志議員、岡重夫議員、日下部伸三議員及び高木真理議員が本日付けで辞職され、欠員が生じたため、4名を補欠選挙されたい旨の依頼が同競馬組合議会から議長宛てにあった。

この件については、今後の議会運営委員会において選挙の方法等を御協議いただきたいと存じるので、よろしく願う。

< 了 承 >

#### 委員長

6 議事日程の確認についてだが、事務局に議事日程を配布させる。

< 事務局職員が資料を配布 >

#### 委員長

議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

#### 委員長

7 その他に入る前に申し上げる。

請願に対する討論についての申合せ事項ただし書に基づき、討論を希望する場合には、特別委員会日、6月30日（水）午後5時までに、私宛てに申し出てくださるよう、よろしく御協力願う。

本件については、最終日・7月2日（金）の議会運営委員会で御協議をお願いする。

**委員長**

次に、企画財政部長から発言を求められているので、これを許す。

**企画財政部長**

委員長のお許しをいただいたので、次期5か年計画の策定について、説明申し上げます。

現行の埼玉県5か年計画の計画期間は、今年度で終了する。現在、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする次期5か年計画の策定準備を進めている。まず7月に、計画の素案ともいえる大綱を公表し、御意見をいただく考えである。その後、いただいた御意見を踏まえ、計画案を9月定例会に議案として提案させていただきたいと考えている。

なお、次期5か年計画の策定に伴い、同一の計画指標を設定している個別計画についても、指標の整合性を図るための変更を併せて行いたいと考えている。変更する個別計画については、整理の上、後日御報告させていただく。以上よろしくお願い申し上げます。

**委員長**

ただ今、発言があった件については、必要に応じて、本委員会で御協議いただくので、よろしく願います。

< 了 承 >

**委員長**

その他の（1）欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、欠席届の提出はない。

**委員長**

次に、（2）次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、最終日・7月2日（金）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、（3）本会議開議時刻についてだが、午前10時でよいか。

< 了 承 >

令和3年6月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和3年7月2日(金)第1回)

---

**委員長**

1 各常任委員会の審査結果についてだが、お手元に配布しておいたとおり、各委員長から審査結果の報告書が提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

**委員長**

2 請願に対する討論についてだが、今定例会の請願について、各委員会の審査結果を踏まえ、討論を行いたい旨の申出があった請願は、お手元の資料1のとおりである。  
特に討論を必要とするか、御意見を願います。

**秋山委員**

この1本について、是非、討論を願います。

**田村委員**

請願に対する討論は、原則行わないことを申し合わせている。今回の請願については、その内容からも討論を行う特段の必要はなく、あえて本会議で取り上げて討論を行う必要はないものとする。

**委員長**

ほかに御意見はあるか。

< な し >

**委員長**

それでは、討論を行うべきとの意見もあったが、行う必要はないという意見が多数であるので、討論は行わないことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議会運営委員会の閉会中における特定事件についてだが、お手元の資料2の案のとおり決定することに御異議ないか。

< 異議なし >

**委員長**

御異議なしと認め、お手元の資料2の案のとおり決定した。

**委員長**

4 議員提出議案についての(1)埼玉県議会「埼玉県・オハイオ州姉妹提携30周年」

親善訪問団派遣の中止についてだが、親善訪問団派遣の中止を、お手元の資料3のとおり、本委員会委員の連名の議員提出議案として、提案することによいか。

< 了 承 >

#### 委員長

また、案文、提案者、提案説明の有無及び委員会審査省略等については、今後の本委員会において、確認することによいか。

< 了 承 >

#### 委員長

次に、(2)意見書・決議案についてだが、去る6月22日(火)(一般質問中日)までに各会派から提出された意見書・決議案の柱25件(意見書24件、決議案1件)について取りまとめ、調整したところ、お手元の資料4の一覧表のとおり、共同提案7件(意見書6件、決議案1件)となったので、御了承願う。

< 了 承 >

#### 委員長

また、その他の5件は、各会派間で調整した結果、全会派一致とはならなかったが、意見書5件を提案していただきたいとの申出があり、これを認めたので、報告申し上げる。

#### 委員長

また、去る6月24日の本委員会で、正副委員長に御一任いただくことで御了承いただいた意見書・決議案の取扱いについて、申合せ(案)を作成したので、資料5を御覧願う。

< 確 認 >

#### 委員長

この案のとおり、申し合わせることによいか。

< 了 承 >

#### 委員長

各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知をお願いする。

#### 委員長

5 埼玉県浦和競馬組合議会議員の補欠選挙についての(1)選挙の方法についてだが、指名推選で行うことによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、会派別配分についてだが、自民2、県民1、民主フォーラム1とすることでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

それでは、各会派から推薦される方について、次の本会議休憩中に、御報告をお願いします。

**委員長**

次に、(2) 選挙の日程についてだが、全ての議案の採決後に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

6 オンライン委員会の運用基準についてだが、資料6を御覧願う。

去る6月18日の本委員会において御説明した運用基準(案)を改めてお手元に配布させていただいたが、何か御意見はあるか。

< な し >

**委員長**

それでは、この案のとおり、決定することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

ただいま決定した運用基準について、事務局に所定の手続を執らせる。

**委員長**

7 ペーパーレス会議システムの利用基準についてだが、資料7を御覧願う。

こちら、6月18日の本委員会で御説明した利用基準(案)を改めて配布させていただいたが、何か御意見はあるか。

< な し >

**委員長**

それでは、この案のとおり、決定することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

ただいま決定した利用基準について、事務局に所定の手続を執らせる。

### 委員長

8 本会議及び委員会への情報機器の持込みについてだが、資料8を御覧願う。  
オンライン委員会及びペーパーレス会議システムを導入するにあたり、本会議及び委員会においては、貸与された情報機器に限り、持込みを認めることでよいか。

< 了 承 >

### 委員長

なお、執行部も同様に、情報機器を持ち込みたい旨の申出が議長宛てにあったので、認めることでよいか。

< 了 承 >

### 委員長

各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知をお願いする。

### 委員長

9 「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例の運用について」に基づく令和3年度の策定等予定計画一覧表についてだが、この件は、去る令和3年2月定例会招集告示日の本委員会において確認されたが、変更が生じたことから、改めて、資料9のとおり知事から議長宛てに提出されたので、御確認願う。

< 確 認 >

### 委員長

この件について、執行部の説明を求める。

### 企画財政部長

委員長のお許しをいただいたので、「埼玉県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例の運用について」に基づく令和3年度の策定等予定計画一覧表について、御説明申し上げます。

お手元の資料9の2枚目を御覧願う。

去る令和3年2月定例会招集告示日の議会運営委員会において、令和3年度の策定等予定計画を提出した。この度、6月24日の議会運営委員会において、御説明させていただいたとおり、新たな5か年計画の策定で予定している施策指標と同じ指標を設定している埼玉県防犯まちづくり推進計画、埼玉県農林水産業振興基本計画、第3次埼玉県教育振興基本計画の3つの個別計画について、指標の整合性を図る必要があるため、変更を行うものである。どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 委員長

ただ今の説明について、何か発言はあるか。

< な し >



**委員長**

それでは、資料9のとおり変更されたので、御承知おき願う。

**委員長**

10 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**委員長**

11 その他の(1)欠席議員の報告についてだが、議事課長に報告させる。

**議事課長**

本日午前9時30分現在、41番東間亜由子議員から欠席届が提出されている。

**委員長**

次に、(2)次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、各特別委員長の報告終了後とすることによいか。

< 了 承 >

**委員長**

なお、委員長報告に対する質疑等の発言通告の手続のため、午後2時を目途に再開できればと考える。

**委員長**

次に、(3)本会議開議時刻についてだが、午前10時によいか。

< 了 承 >

令和3年6月定例会 議会運営委員会における発言  
(令和3年7月2日(金)第2回)

---

**委員長**

1 各委員長の報告に対する質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

2 議案に対する討論の有無の確認についてだが、27番守屋裕子議員から、第96号議案及び第101号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

3 議案及び請願の採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その1)のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

4 知事追加提出議案についてだが、去る6月14日(月)の議会運営委員会において説明のあった、人事議案についてである。

まず、(1)審議手続についてだが、人事に関する件であるので、正規の手続を省略し、直ちに採決することによいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)採決区分の確認についてだが、お手元に配布した採決確認表(その2)のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

5 議員提出議案についての(1)案文及び提案者の確認についてだが、お手元に配布したとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(2)提案説明の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(3) 質疑の有無の確認についてだが、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(4) 委員会審査の省略の確認についてだが、省略することでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(5) 討論の有無の確認についてだが、63番鈴木正人議員から議第27号議案に対する反対討論及び議第28号議案に対する賛成討論、78番柳下礼子議員から議第29号議案ないし議第31号議案に対する反対討論の通告書が提出されている。

ほかには、なしでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

また、討論の順序は、ただ今申し上げた順に行うことでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

次に、(6) 採決区分の確認についてだが、お手元に配布した議員提出議案採決確認表のとおりでよいか。

< 了 承 >

**委員長**

6 埼玉県浦和競馬組合議会議員の補欠選挙についてだが、候補者氏名を申し上げる。29番松坂喜浩議員、38番横川雅也議員、42番山根史子議員及び87番小島信昭議員が、それぞれ、各会派から推薦されているので、御了承願う。

< 了 承 >

**委員長**

7 議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

< 議事課長説明 >

**田村委員**

委員長、休憩願う。

**委員長**

暫時、休憩する。

**委員長**

ただ今から、委員会を再開する。

**委員長**

8 その他の（１）９月定例会の会期予定案についてだが、この件については、９月２４日（金）～１０月１４日（木）の日程で、執行部と調整をしているので、報告する。

なお、念のため申し上げるが、正式な会期予定は、御承知のとおり、先例により、議会招集日の１週間前の議会運営委員会で決定される予定になっている。

**委員長**

次に、（２）本会議再開時刻についてだが、準備ができ次第、直ちに再開する。